

島根県教育委員会

教育長 野津 建二 様

島根県教職員組合

執行委員長 猪俣 邦 顕

教員未配置問題に関する申入れ～「教育に穴があく」実態の解消を

平素より、島根県の教育行政の発展にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、近年全国各地で、「教育に穴があく」といわれる教職員の未配置問題が広がっています。本県でも未配置の実態が県内各地の学校から届いています。

■島根県教組の調査から

私たち島根県教組は、ここ数年毎年度はじめと中間期に未配置実態調査を行っています。5月11日現在、報告があった49職場で、今年度未配置があると回答しているのが、小学校9校、中学校4校、高校3校、特別支援学校2校でした。2018年度（6年前）は報告のあった職場の25%で未配置となっていました。そこから改善するどころか今年度は37%と増加しています。

今回の調査で私たちは常勤のところを非常勤で対応している場合も「未配置」として回答してもらいました。「急な学級増」、「病休代替が見つからない」、「そもそも定員に満たない」など様々な理由で人が足りないところを非常勤で対応しているという報告があります。産育休のようにある程度事前に代替が必要になることがわかっているにもかかわらず、人が見つからないケースも複数校から届いています。

中・高・特別支援学校では教科による未配置も大きな問題です。かつて、松江市内の中学校で英語の授業が一月あまり行われなかったことがマスコミをにぎわせました。今、そのような状況は県内では見られませんが、未配置がある教科の教員の負担はもちろん大きくなりますし、他校との兼務で授業をされている教科がある学校では「校内の業務を遂行する上で人が足りないことを実感する」と報告されています。また、

- ・授業を受け持つ教員の数はそろっているが非常勤の方が多く、午後になると職員室の人数が一気に減少し、常勤の教職員の負担が大きい学校
- ・へき地加配や統合加配が本来の意味と違った形で配置されている学校
- ・加配等なく教諭は学級担任だけなので休みや出張の時は教員以外が学級に行かなければならない学校

など実態は様々ですが、どの学校からも業務の大変さが語られています。

■考えられる未配置の背景

未配置問題が広がっている背景・要因は複層的ですが、県教委からも指摘があるように「非正規教員不足」が考えられます。

その最大の原因は、国による安上がりの教育政策にあります。2020年に学級編制標準が引き下げられて

「35 人学級」になるまで抜本的な定数改善が長らく見送られてきました。国の責任による少人数学級が前進しない中、自治体の努力による少人数学級がすすめられてきましたが、施策の実施に必要な人件費は自治体負担になるため、賃金の安い臨時教職員に頼ってきた経緯があります。この島根県でも平成 28 年度までに少人数学級を中学3年まで拡大したことは大いに評価できますが、相当数の臨時教職員を任用することとなり、代替配置に入れる人が不足することにつながっています。さらに、国による定数改善計画が長い間なかったため、各県では教職員数の減少への「調整」を理由に、法律で算定される正規教職員の定数内に、多数の臨時教職員を配置してきました。

次に、過酷な学校職場の勤務実態による影響があります。長時間過密労働による病気休暇・休職者が後を絶たず、その代替が多数必要になっているからです。

さらに、臨時教職員の処遇の問題があります。定数内にしろ、短期補充にしろ、必要な時には任用の声がかかるものの、継続した任用（雇用）の保障がないということ、現在の条例のもとでは任用の形態が変わると給料が下がる場合があるということ、社会保障などの待遇面でも任用形態によって社会保険の切り替えが必要になること等々、不安定な身分であることはこの仕事に向かいづらくする要因ともいえます。

去る5月13日には中教審「質の高い教師の確保特別部会」から「審議まとめ」が出されましたが、長時間過密労働の解消に向かう内容とは程遠いものでした。教職調整額支給がふさわしいという論調は、50年前と大きく変化してきた教員の働き方に目をつぶるものです。担任手当支給や新たな中間管理職の設置は学校を序列化、階層化させ現場の破壊にもつながる内容となり、働き方改革をめざしたはずの審議の論点がすり替えられたと言わざるを得ません。

これらのことは憲法が謳う「教育を受ける権利」を保障できるかどうかの重大事であり、同時にその教育を担う教職員のいのちと健康を守るかどうかに関結する問題です。

以上に基づき、島根県教組は下記の諸点について申入れますのでご対応よろしく申し上げます。

記

1. 「未配置」の実態を明らかにし、その原因の究明と対策のより具体的な方針を示すこと。
2. 長時間過密労働が解消できる抜本的な定数改善、少人数学級を実施することなどをより一層国に強く求めること。
3. 当面、定数内の未配置を早急に解消するよう県として必要な対策を講じること。
例えば、
 - ・採用辞退者による欠員が生じないための対策
 - ・定数内の正規採用者の拡大 など
4. 臨時教職員の待遇改善、配置方法の改善に、より一層努めること。
例えば、
 - ・職務の同一性から判断して職名を臨時的任用教諭とし、教育職2級適用とする
 - ・年度中途の産育休代替の年度始めからの臨時的任用を常態化する
 - ・雇用の状態、それに伴う給料月額、社会保障の内容を本人に明確に示す など
5. 学校現場の業務の削減に、より一層努めること。

*** 申入れの詳細な内容については、県教組本部にお電話ください。**

(☎0852-21-2767)